

審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための企画評価会議を設置し、書類選考により審査を行う。なお、必要に応じて審査期間中に追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、各企画提案について「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに掲げる各評価項目について、Vに掲げる採点基準に基づき評価点を算出する。

各審査委員の評価点を合計した点数（以下「合計点」という。）から最高点と最低点を除いて算出した平均点を当該企画提案の最終評価点とする。

III 採択案件の決定方法

IIに掲げる評価方法により算出された最終評価点を基に、原則として最終評価点の高い者から順に採択し、採択件数は、企画評価会議が決定するものとする。

IV 評価項目

1. 事業内容等に関する評価

(1) 学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

- ① 事業の内容が公募要領別紙（1）の趣旨や内容を十分に踏まえたものになっていること。
- ② 事業の内容に具体性、現実性、妥当性があること。
- ③ 事業のスケジュールが具体的かつ実現可能であること。
- ④ 事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっており、業務の実施に必要な範囲を超えて再委託先等に業務を委託する計画となっていないこと。
- ⑤ 不要な経費が含まれておらず、経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。
- ⑥ 運営指導委員会が特異な才能のある児童生徒の指導・支援に専門的知識を有する者を含めて構成されているなど、実証研究を実施するに当たって適切な体制が整備されていること。
- ⑦ 研究成果報告の構想が具体的に記載されており、特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関する効果的な実践事例の蓄積が期待できるものであること。

(2) 学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

- ① 事業の内容が公募要領別紙（2）の趣旨や内容を十分に踏まえたものになっていること。
- ② 事業の内容に具体性、現実性、妥当性があること。
- ③ 事業のスケジュールが具体的かつ実現可能であること。
- ④ 事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっており、業務の実施に必要な範囲を超えて再委託先等に業務を委託する計画となっていないこと。
- ⑤ 不要な経費が含まれておらず、経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。

(3) 全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

- ① 事業の内容が公募要領別紙（３）の趣旨や内容を十分に踏まえた計画となっていること。
- ② 実証研究の内容に具体性、現実性、妥当性があること。
- ③ 実証研究のスケジュールが具体的かつ実現可能であること。
- ④ 実証研究の実施に必要な範囲を超えて再委託先等が業務を委託する計画となっていないこと。再委託先等に業務を委託する場合であっても、競争参加者による適切な関与が確保されていること。
- ⑤ 不要な経費が含まれておらず、経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。

2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 採点基準

1. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 評価項目の「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、該当する認定等の中で最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- えるぼし認定等（女性活躍推進法）
 - ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
 - ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1.5点
 - ・ 認定段階3＝2点
 - ・ プラチナえるぼし認定＝3点
 - ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
 - ・ トライくるみん認定＝1.5点
 - ・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
 - ・ くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
 - ・ プラチナくるみん認定＝3点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定<ul style="list-style-type: none">・ ユースエール認定＝2点○ 上記に該当する認定等を有しない＝0点 |
|---|